2　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる荷役機械の要求性能にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　船舶との荷役の用に供する荷役機械（石油荷役機械、液化石油ガス荷役機械及び液化天然ガス荷役機械（次号において「石油荷役機械等」という。）を除く。）の要求性能　自重、レベル一地震動、載荷重及び風等の作用による損傷等が、当該荷役機械の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

二　石油荷役機械等の要求性能　自重、レベル一地震動、風、石油、液化石油ガス及び液化天然ガスの重量及び圧力等の作用による損傷等が、当該石油荷役機械等の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

三　（略）

第九章　移動式施設

（通則）

第四十九条　移動式施設の要求性能は、地象、気象、海象その他の自然状況、貨物の取扱状況及び旅客の利用状況に照らし、国土交通大臣が定める要件を満たしていることとする。

（移動式荷役機械の要求性能）

第五十条　移動式荷役機械の要求性能は、貨物の安全かつ円滑な荷役を図るものとして、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一　貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二　自重、レベル一地震動、載荷重、風等の作用による損傷等が、当該移動式荷役機械の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

（移動式旅客乗降用施設の要求性能）

第五十一条　移動式旅客乗降用施設の要求性能は、旅客の安全かつ円滑な乗降を図るものとして、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一　旅客の安全かつ円滑な乗降が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二　自重、レベル一地震動、載荷重、風等の作用による損傷等が、当該移動式旅客乗降用施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

（移動式施設に関し必要な事項）

第五十二条　この章に規定する国土交通大臣が定める要件その他の移動式施設の要求性能に関し必要な事項は、告示で定める。

第十章　その他の港湾の施設

（旅客乗降用固定施設の要求性能）

第五十三条　第五十一条の規定は、旅客乗降用固定施設の要求性能について準用する。

第五十四条～第五十七条　（略）

2　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる荷役機械の要求性能にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　船舶との荷役の用に供する荷役機械（石油荷役機械を除く。）の要求性能　自重、レベル一地震動、載荷重及び風等の作用による損傷等が、当該荷役機械の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

二　石油荷役機械の要求性能　自重、レベル一地震動、風、石油の重量及び圧力等の作用による損傷等が、当該石油荷役機械の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

三　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第九章　その他の港湾の施設

（旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設の要求性能）

第四十九条　旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設の要求性能は、旅客の安全かつ円滑な乗降を図るものとして、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一　旅客の安全かつ円滑な乗降が行えるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。

二　自重、レベル一地震動、載荷重、風等の作用による損傷等が、当該旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

第五十条～第五十三条　（略）